

## 【記載要領】

### 小売電気事業登録申請書【様式第1】

	記 載 内 容
「主たる営業所」	小売電気事業を遂行する責任者が業務を行う営業所を記載すること
「その他の営業所」	上記以外の営業所であって、小売電気事業に係る営業所を全て記載すること
「最大需要電力」	<p>当面見込まれる小売供給の相手方の電気の需要の最大値をいう</p> <p>※ 複数のエリア（現行の一般電気事業者の供給エリア）に跨がって小売電気事業を営むことを計画している場合、最大需要電力及び供給能力の確保に係る欄には、事業を営む計画のある全てのエリアの合計値について記載すること。なお、数値については、すべて半角で記載すること</p>
「最大需要電力が見込まれる月及び時間帯」及び「最大需要電力の見込み」	「備考」の欄に、小売供給の相手方の契約電力の見込みを基礎として、これらをどのように見込んだか等の説明を記載すること
「供給能力の確保の見込み」	<p>最大需要電力が見込まれる時間帯における当該最大需要電力の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを記載すること</p> <p>※ 他の電気事業者に対して電気を供給する見込みがあることその他の理由により、「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値と、その内訳の合計値（「自社電源による供給能力の確保の見込み」、「相対契約による供給能力の確保の見込み」、「最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み」及び「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の合計値）が一致しない場合には、「供給能力の確保の見込み」の「備考」の欄にその理由を記載すること</p>
「（1）自社電源」	自社電源のうち、小売供給の相手方の需要に応ずるために使用する電気についてのみ記載すること

「確保する電源の出力の見込み」

小売供給の相手方の需要に応ずるために使用する自社電源の出力の合計値を記載すること

「自社電源による供給能力の確保の見込み」

小売供給の相手方の需要に応ずるために使用する自社電源のうち、最大需要電力が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものの合計値を記載すること

「電源の名称・所在地・原動力の種類等」

・「名称」・・・発電所の名称を記載すること

・「原動力の種類」・・・

水力、火力、原子力、新エネルギー等又はその他の別を記載することとし、火力と記載するに当たっては、燃料電池発電設備を含み、廃棄物を除くものとする

※ 火力と記載する場合には石炭、LNG、石油、LPG、その他ガス、歴青質混合物の別を、水力と記載する場合には一般と揚水の別を、新エネルギー等と記載する場合には風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物の別を記載すること

※ 出力が 1,000kW 以下の電源については、原動力の種類ごとに一括して記載することができる

※ 記載の際には原動力の種類に ( ) をつけて記載する（例：（風力発電設備））

・「運転開始日」・・・

この申請書の提出日より先の日を記載する場合には、当該欄に当該電源の工事着工日も記載すること

・「供給能力の確保の見込み」・・・

小売供給の相手方の需要に応ずるために使用する自社電源のうち、最大需要電力が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものの値を記載すること

※ その値を算出する際、下記①及び②に留意すること

<p>「(2) 相対契約」</p>	<p>①定期検査の予定</p> <p>②太陽電池発電設備・風力発電設備・水力発電設備（自流式又は揚水式）を供給能力として見込む場合は、その出力変動（電力広域的運営推進機関が公表している調整係数を踏まえること）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力広域的運営推進機関 調整係数</li> </ul> <p><a href="https://www.occto.or.jp/kyoukei/teishutsu/sankoushiryou_2023.html">https://www.occto.or.jp/kyoukei/teishutsu/sankoushiryou_2023.html</a></p> <p>※ 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄において、太陽電池発電設備・風力発電設備・水力発電設備（自流式又は揚水式）を供給能力として見込んでいる場合及び「出力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること</p> <p>小売供給の相手方の需要に応ずるための供給能力に係る契約についてのみ記載すること</p> <p><u>「確保する契約電力の見込み」</u></p> <p>小売供給の相手方の需要に応ずるための契約電力の合計を記載すること</p> <p><u>「相対契約による供給能力の確保の見込み」</u></p> <p>小売供給の相手方の需要に応ずるための契約電力のうち、最大需要電力が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものの合計値を記載すること</p> <p><u>「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」</u></p> <p>契約電力が 1,000kW 以下のものについては、一括して記載することができる。記載の際には原動力の種類に ( ) をつけて記載すること（例：（風力発電設備））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「供給能力の確保の見込み」・・・</li> </ul> <p>小売供給の相手方の需要に応ずるための契約電力のうち、最大需要電力が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものの値を記載すること</p> <p>※ その値を算出する際、下記①及び②に留意すること</p>
-------------------	--

	<p>①定期検査の予定</p> <p>②太陽電池発電設備・風力発電設備・水力発電設備（自流式又は揚水式）を供給能力として見込む場合は、その出力変動（電力広域的運営推進機関が公表している調整係数を踏まえること）</p> <p>・電力広域的運営推進機関 調整係数</p> <p><a href="https://www.occto.or.jp/kyoukei/teishutsu/sankoushiryou_2023.html">https://www.occto.or.jp/kyoukei/teishutsu/sankoushiryou_2023.html</a></p> <p>※ 太陽電池発電設備・風力発電設備・水力発電設備（自流式又は揚水式）を供給能力として見込んでいる場合及び「契約電力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること</p> <p>「備考」の欄に、過去の卸電力取引市場における約定量等に照らして、その調達量を卸電力取引市場から調達することができるの見込む根拠を記載すること</p> <p>デマンド・レスポンスなど、(1)~(3)に該当しないものを記載すること</p> <p>※「備考」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯において、その値を供給能力に相当する能力として見込むこととした理由を記載すること</p> <p>定款や登記事項証明書などに記載している小売電気事業以外の事業（例：建設業、石油製品販売業など）を記載すること</p> <p>※ 小売電気事業以外の事業に該当がない場合は「なし」と記載すること</p> <p>最大需要電力の見込み、自社電源、相対契約、卸電力取引市場からの調達、その他の記載事項に関し、その根拠となる書類等がある場合は申請書に添付すること</p>
<p>(3)「卸電力取引市場からの調達」</p>	
<p>(4) その他 「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」</p>	
<p>「その行う小売電気事業以外の事業の概要」</p>	
<p>添付書類</p>	